

令和7(2025)年度 第2回那須塩原市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和7（2025）年12月17日（水）

午後2時～午後2時45分

場所：本庁3階303会議室

1 出席委員

(1) 被保険者を代表する者

幸田 理雅、真船 美津枝、川上 安雄、寺戸 博道、池沢 きそ子

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者

森山 俊男、澤田 麻希

(3) 公益を代表する者

人見 和夫、菊地 裕子、平井 正美、加藤 拓央、高澤 寛人

(4) 被用者保険等保険者を代表する者

澤井 黙

2 欠席委員

(1) 保険医又は保険薬剤師を代表する者

瀧田 雅仁、原 孝志、武田 敏康

3 説明に参与した者

保健福祉部長 板橋 信行

国保年金課長 江連 宣仁、同課長補佐兼管理係長 横山 純一、

同課国保年金係長 人見 栄作、

同課主事 高野 優輝、川崎 凉聖

課税課長補佐 星野 卓央

収税課長 相馬 和男

高齢福祉課長 佐藤 裕之

健康増進課長 根本 カヨ

4 書記

国保年金課主事 高野 優輝

5 会議録署名人選出

菊地 裕子委員、平井 正美委員

6 議題

【諮問案件】

(1) 那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について

(2) 那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について

【報告案件】

(1) 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

(2) その他

1 開会

2 会長挨拶

(省略)

3 市長挨拶

(省略)

4 会議録署名人選出

菊地 裕子委員、平井 正美委員

5 議事録

【諮問案件】

(1) 那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について

—事務局から資料説明—

○委員

限度額の 65 万から 66 万への変更は具体的に何を意味するのか。どういう人の負担が増えるのか。

○事務局

国保税は医療費分、後期高齢者分、介護分で構成され、所得割・均等割・平等割で計算されます。高所得者の税額が高くなりすぎないよう上限を設けていますが、今回の改正は、計算上の税額が 65 万円を超えていた人の上限が 66 万円に引き上げられるという意味になります。

○委員

65 万円で済んでいた人が 66 万円まで負担することになる、という理解でよいか。

○事務局

そのとおりです。

○会長

その他質問はございますか。無いようですので、諮問案件（1）那須塩原市国民健康保険税賦課限度額改正については、御承認いただけますでしょうか。

—「異議なし」の声—

異議なし多数ということで、諮問案件（1）那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正については、御承認いただいたとおり市長へ答申することとします。

なお、市長への答申については、再度皆さんに集まつていただくということでなく、会長の私に御一任いただくということでおろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

(2) 那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について

—事務局資料説明—

○委員

計算例について、18 歳未満でも働いて所得がある場合はどうなるのか。均等割は軽減されるのか。

○事務局

18 歳未満で所得がある場合、所得割はかかります。しかし、均等割については所得の有無にかかわらず全額軽減されます。

○委員

那須塩原市として集める総額の試算はいくらか。

○事務局

国・県から示された納付金必要額は 7434 万 1744 円になります。これを集めるために税率を 9 パターンほどシミュレーションし、端数を切り捨てるなどして最も負担が少ない税率を採用しております。

○委員

集める額は市町村によって違うのか。安くすることは可能なのか。

○事務局

市町村ごとの被保険者数や所得状況、子どもの数などを考慮して国から納付金額が割り当たるため、自治体によって異なります。税率はある程度の自由度がありますが、新制度であり実績がないため、今回は標準税率に近い設定としつつ、負担が少なくなるように検討させていただきました。

○委員

子どもが多い自治体には交付金が多く来るなどのメリットはあるのか。

○事務局

納付金は、児童手当の拡充などの子ども家庭庁の支援策に使われるため、子育て世帯が多い自治体には間接的に恩恵があると考えられます。

○委員

税率決定に際して国からのガイドラインはあるのか。

○事務局

限度額については今後政令で示されます。税率については県から標準税率が示されており、今回はそれを参考に端数処理を行って設定したものになります。

○委員

賦課という言葉が使われているが、これは単純に増税になるという理解でよいか。

○事務局

そのとおりです。従来分に加え、新たに子ども・子育て納付金分が追加されるため、総額としては増税となります。

○会長

その他質問はございますか。無いようですので、諮問案件（2）那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課については、御承認いただけますでしょうか。

一異議なし

異議なし多数ということで、諮問案件（2）那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課については、御承認いただいたとおり市長へ答申することとします。

なお、市長への答申については、再度皆さんに集まっていたらしくということでなく、会長の私に御一任いただくということでおろしいでしょうか。

一異議なし

【報告案件】

（1）国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

—事務局資料説明—

○委員

歳出の償還金とは、使い切れなかつたから国にお金を返すという意味か。もっと上手く使えないのか。

○事務局

交付申請時に見込んだ事業費に対し、実績が下回った場合に過大交付となった交付金を返還するものになります。特定健診など、対象者全員を見込んで、実際に受診をする方が全体の数十パーセントである事業が多いため、償還金は発生してしまいます。

○委員

多額のお金を返すのであれば、人間ドックの補助を増やすなどして市民の健康増進にもっと使えるようにできないか。

○事務局

受診率向上などの取り組みは行っているところですが、実績に基づいて精算するルールのため、結果として余った分は返還せざるを得ません。引き続き有効活用できるよう努めていきます。

一その他意見なし

6 その他

それでは事務局の方から1点ございます。今年度開催予定の第3回の国保運営協議会の日程について事務局から御案内させていただきます。第3回は令和8年2月13日（金）14：00から、場所はこちらの303会議室となります。

以上をもちまして令和7年度第2回那須塩原市国民健康保険運営協議会を閉じさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

7 閉会